

第 506 回 福井地方最低賃金審議会
(R5.9.13)

項番	資料名
1	令和5年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) 特定最低賃金 4業種
2	令和5年度福井県特定最低賃金の改正決定について(諮問) 特定最低賃金 繊維機械、金属加工機械製造業 1業種



令和5年9月13日

福井労働局長
田原 孝明 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県繊維機械、金属加工機械製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和5年9月13日

福井労働局長
田原 孝明 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮



福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低
賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金についての改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。



令和5年9月13日

福井労働局長
田原 孝明 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、
ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発
電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、
電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響
機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(答申)

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金についての改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。



令和5年9月13日

福井労働局長
田原 孝明 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮



福井県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県百貨店、総合スーパーに係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県百貨店、総合スーパー最低賃金についての改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったもので答申する。



福井労発基 0913 第 1 号
令和 5 年 9 月 13 日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長
田原 孝明



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金
（平成 20 年福井労働局最低賃金公示第 3 号）